

都市計画法施行令第31条ただし書の規定により開発区域の面積を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="232 268 524 300"><u>都市計画法施行条例</u></p> <p data-bbox="855 352 1111 427">平成15年 3月18日 条例第31号</p> <p data-bbox="174 435 293 467"><u>(趣旨)</u></p> <p data-bbox="136 475 1099 675"><u>第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第 100号。以下「法」という。）第34条第 8号の 3並びに都市計画法施行令（昭和44年政令第 158号。以下「政令」という。）第19条第 1項ただし書及び第31条ただし書の規定に基づき、法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p data-bbox="174 687 869 719"><u>(市街化調整区域に係る開発許可の基準の特例)</u></p> <p data-bbox="136 727 1099 847"><u>第2条 法第34条第 8号の 3の条例で指定する土地の区域は、今治広域都市計画区域（今治市の区域を除く。）のうち、次の各号のいずれにも該当する土地の区域とする。</u></p> <p data-bbox="168 855 1099 930"><u>(1) 政令第 8条第 1項第 2号口から二までに掲げる土地の区域を含まない土地の区域</u></p> <p data-bbox="168 938 1111 1058"><u>(2) 建築物の敷地相互間の距離が50メートル以内で50以上の建築物（市街化区域内に存するものを含む。）が連たんしている土地の区域</u></p> <p data-bbox="136 1066 1099 1225"><u>2 法第34条第 8号の 3の条例で定める予定建築物等の用途は、次に掲げる基準に適合する自己の居住の用に供する一戸建ての住宅（建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第 2 (イ)項第 2号に掲げるものを含む。）の用途以外の用途とする。</u></p> <p data-bbox="168 1233 1099 1308"><u>(1) 予定建築物等の敷地面積が 165平方メートル以上 500平方メートル以内であること。</u></p> <p data-bbox="168 1316 1099 1431"><u>(2) 予定建築物等の地盤面（建築基準法施行令（昭和25年政令第 338号）第 2条第 2項に規定する地盤面をいう。）からの高さが 10メートルを超えないこと。</u></p>	<p data-bbox="1220 268 2085 343"><u>都市計画法施行令第31条ただし書の規定により開発区域の面積を定める条例</u></p> <p data-bbox="1841 352 2096 427">平成15年 3月18日 条例第31号</p>

新

旧

(開発行為の規模の特例)

第3条 政令第19条第1項ただし書の規定により条例で定める規模は、東予広域都市計画区域（新居浜市の区域を除く。）に限り、1,000平方メートルとする。

(開発区域の面積の特例)

第4条 政令第31条ただし書の規定により条例で定める開発区域の面積は、次の表の左欄に掲げる区域において、同表の中欄に掲げる目的をもって行われる開発行為に限り、同表の右欄に掲げる面積とする。

松山広域都市計画区域（松山市の区域を除く。）及び今治広域都市計画区域（今治市の区域を除く。）	産業の振興、居住環境の改善その他都市機能の維持又は増進に著しく寄与すること。	5ヘクタール
--	--	--------

都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第31条ただし書の規定により条例で定める開発区域の面積は、次の表の左欄に掲げる区域において、同表の中欄に掲げる目的をもって行われる開発行為に限り、同表の右欄に掲げる面積とする。

松山広域都市計画区域（松山市の区域を除く。）、今治広域都市計画区域（今治市の区域を除く。）及び東予広域都市計画区域（新居浜市の区域を除く。）	産業の振興、居住環境の改善その他都市機能の維持又は増進に著しく寄与すること。	5ヘクタール
--	--	--------